タブレット端末の学校・家庭での活用について

本市では、市立小・中・義務教育学校のすべての児童生徒に一人一台タブレット端末を整備したところです。これは、今後必要となる資質能力である情報活用能力の向上などを目的とするとともに、コロナ禍等による臨時休業においても、オンライン学習等により、子どもたちの学びを保障するものです。

このたび、学校内のみならず家庭でも効果的に、かつ「安心・安全」に活用できるよう「タブレット端末活用のルール」を定めましたので、内容についてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本端末は、児童生徒に貸与するものですので、保護者の皆様には下記の点について ご理解とご対応をお願いいたします。

記

1. 目的

タブレット端末を使用した学習を取り入れることで、児童生徒の個別の能力に合わせた学習ができ、子どもたち一人ひとりの資質能力を育成します。

2. 故障等への対応について

(1) 連絡先

故障・破損等の際は必ず学校へ連絡ください。修理等は、守口市教育委員会を 通じて行い、再設定します。

(2) 修理・交換が必要な場合

学校の教育活動で破損した場合には、原則、市費で修理・交換しますが、場合によっては、保護者の負担をお願いしなければならないこともあります。なお、ご家庭での破損等の場合は、修理等の代金をお支払いいただきます。

(3) 保険

保護者の負担に備えて、保険への加入についてお知らせします。保険への加入はあくまでも任意ですが、「大阪府PTA協議会総合保障制度」等の保険には、貸与物等についての補償もありますので、詳しくはHP等でご確認ください。また、現在加入している保険があるご家庭は、補償内容について保険会社に確認されることをおすすめします。なお、故意による破損については、保険が適用されませんのでご承知おきください。

問い合わせ:守口市教育委員会 教育センター 電話 06-6997-0703